

一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会 運営規定

この法人は「一般社団法人 岩手県鍼灸マッサージ師会定款(以下「定款」という)第 10 章第 41 条の委任にもとづいて本運営規定を定め実施する。

◆第 1 章 地域支部

(地域支部)

第 1 条 この法人は、会務の円滑な運営を図ると共に、この法人の事業がその地域の実状に即して適切に実施出来るようにするために、一定区域ごとに地域支部(以下「支部」という)を設ける。

2 各支部は、前項の目的を達成する他、支部の運営については各支部がそれぞれ別に定める。

(支部への入会義務)

第 2 条 この法人の会員は、当該地域の支部に入会しなければならない。

(支部長)

第 3 条 各支部はそれぞれの正会員の中から互選により支部長を選出する。

2 支部長は当該支部を統括し、所属支部員に対する会務の徹底をはかるとともに、会費の納入並びに支部会員の異動、事業の実施状況その他、必要な事項についてこの法人に連絡する任を負う。

◆第 2 章 会員

(高齢会員)

第 4 条 この法人の正会員のうち 75 歳以上の会員を高齢会員とする。

(家族会員)

第 5 条 正会員のうち生計を共にする同一家族内に 2 人以上の会員がある場合は、主たる会員以外の会員を家族会員とする。

(入会及び退会)

第 6 条 正会員として入会、退会及び再入会しようとする者は全て、その所属支部長を経由して所定の手続きをしなければならない。

(除名)

第 7 条 定款第 3 章第 9 条により除名する場合は、本人に弁明の機会を与えなければならない。

◆第 3 章 会費

(納入)

第 8 条 会費は各支部長が一括の上、7 月末日までに会計担当理事に納入しなければならない。

2 1 度納入した会費は、年度途中の退会であっても返還しない。

(会費の減免や免除)

第 9 条 高齢会員と家族会員は本人が希望した場合、会費を半額とすることができる。ただし、高齢会員の場合、75 歳に達した翌年度からとする。

2 災害等その他の事由により被害を被った会員は、理事会、総会の決議を経て会費を減免または免除することができる。

(入会金)

第 10 条 定款第 3 章第 7 条の定めにより、入会しようとする者は各支部長を通して入会金を納入しなければならない。但し、次の場合、入会金を免除する。

1 退会後 3 年以内の再入会

2 免許取得後 2 年以内の入会

3 同業師会（公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会に所属する団体）からの転入

◆第 4 章 役員

（選任方法）

第 11 条 役員の選任は、次の方法による。

- 1 理事及び監事は総会において立候補または推薦により互選し、選任は定款第 4 章第 17 条 3 項の通りとする。
- 2 副会長は 3 名以内とし、理事の中から会長が任命し理事会の承認を得るものとする。
- 3 業務執行理事は理事の中から会長が任命し、理事会の承認を得るものとする。
- 4 各支部長は理事立候補者となる。

（役員の任務）

第 12 条 会長はこの法人を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時・または会長が欠けた時はその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 業務執行理事は、第 14 条に掲げる部に所属し業務を執行する。
- 5 監事は定款第 5 章第 22 条の任務を行う。

第 13 条 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、総会の議決により解任することができる。ただし議決の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。

◆第 5 章 組織

（各部の組織）

第 14 条 本会に次の部を置き、各部長がこれを統括する。

2 部長は業務執行理事の中から会長が任命する。

(1)総務部

- ア 総会・理事会・その他各種会議の計画推進
- イ 所属団体（公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、東北鍼灸マッサージ師会連合会）及び他団体との連携・調整
- ウ 各支部及び会員との連絡
- エ 各部の調整に関する事
- オ 表彰に関する事
- カ その他各部に属さない事項

(2)庶務部

- ア 諸官庁への届出に関する事
- イ 会議録、その他記録簿の整理保管
- ウ 会員の個人データの管理保管
- エ その他庶務部に属する事項

(3)財務部

- ア 会計経理に関する全ての事項
- イ 物品の購入及び管理保管

ウ 財務に関する書類等の管理保管

エ その他財務部に属する事項

(4)保険部

ア 鍼灸按摩マッサージ指圧の各種保険取り扱いの啓蒙普及に関すること

イ 保険取り扱いの指導に関すること

ウ その他保険部に属する事項

(5)学術部

ア 会員の学術及び資質の向上に関すること

イ 鍼灸按摩マッサージ指圧の学術に関する調査研究

ウ 学術大会、研修会及び講習会に関すること

エ 学術に関する資料の収集及び配布に関すること

オ その他学術部に属する事項

(6)広報部

ア 会報の編集、発行、配布に関すること

イ 会の広報、広告に関すること

ウ ホームページの作成と管理

エ その他広報部に属する事項

(7)事業部

ア 記念式典や東鍼連大会等各種大会の企画運営

イ 奉仕活動に関すること

ウ その他事業部に属する事項

(8)組織強化部

ア 会員の増強に関すること

イ 慶弔に関すること

ウ 会員の親睦に関すること

エ 会員の福利厚生に関すること

オ その他組織強化部に属する事項

2 会長及び副会長は、必要に応じて各部に所属し、部長を兼ねることができる。

(特別委員会)

第15条 この法人について必要がある時は、その対策を検討し、又はその事務を処理するため、臨時に特別委員会を設置する事が出来る。

2 特別委員会の委員は、執行部会において推薦し会長が委嘱する。

但し、その任期については特別定めない。

(顧問及び相談役)

第16条 この法人に顧問及び相談役を置くことが出来る。

2 顧問及び相談役は、この法人に特に功労のあった者の中から、理事会において推薦し会長が委嘱する。但し、その任期については定めない。

3 顧問及び相談役は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じ、会務の運営に関して必要な助言を与える事が

出来る。

◆第6章 会議

(理事会)

第17条 定時理事会は毎年度3回(3月、5月、10月)とする。

第18条 次のような場合、臨時理事会を開催することができる。

- (1)会長が必要と認めた場合
- (2)理事の要求があった場合
- (3)会員の4分の1以上の要求があった場合

(執行部会)

第19条 会の運営を円滑にするため、総会、理事会に次ぐ決定機関として執行部会を置く。執行部会は、会長・副会長・業務執行理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

◆第7章 事務局

(事務局の設置)

第20条 この法人の事務を処理する為に事務局を置くことができる。

(事務職員)

第21条 事務局には事務職員又は、これに代わる臨時の事務職員を置くことが出来る。

2 事務職員は会長が任免する。

(事務職員等への手当を支給)

第22条 前条第1項の事務員等に対しては、手当を支給する。

但し、その額については、総会の決するところによる。

◆第8章 旅費規定

(旅費の支給)

第23条 この法人の役員等が、会務を執行する為に要する旅費については、これを支給するものとする。日当や宿泊費等の額は総会において決める。

(旅費算定の基準)

第24条 前条の旅費は、役員会、その他、県内外の出張については、公共交通機関の旅客運賃に日当を加算した額を基準とし支払う。

(宿泊費の助成)

第25条 前条において、宿泊を伴う時は、その額を助成する。

◆第9章 慶弔規定

第26条 この法人に対して、特に功労があった者に対しては、理事会の議決を経て、これを表彰し又は、弔意を表すことができる。その額については理事会で決める。

◆第10章 雑則

第27条 この運営規定の改廃は、理事会及び総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。

[附則]

(施行期日)

この運営規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項

に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年5月10日改正。（「地域師会」を「地域支部」、「師会長」を「支部長」と変更。退会後3年以内の再入会者の入会金を免除する旨を加える）

3 平成29年5月7日改正（「同業師会からの転入に際しては入会金免除、業界歴合算とする」、「免許取得後2年以内の入会は、入会金免除とする」を加える）